



福岡県に種子条例の制定を求めます！

多くの声と共に届けるために署名に取り組みます！



福岡県には
種子条例が
ない!!

2018年4月「主要農産物種子法」(以下種子法)が廃止されました。米・麦類・大豆の種子を国と都道府県が守り続けることを明記した「種子法」が廃止されたことで、私たちは日本の農業と食の安全に大きな影響が出ることを懸念しています。

なぜ、条例が必要？

福岡県では、「福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱(2018年4月1日)」が制定され、引き続き、優良な種子の安定的な生産及び供給に取り組むとしています。しかし「要綱」は行政機関内部における内規であり、担当課だけで変更・廃止ができます。優良な種子の安定的な生産及び供給を恒久的に取り組むという観点から、要綱のみでは不安を拭えません。安定した農業を推進するためには、種子法に変わる県独自の法律「種子条例」が必要だと考えます。すでに全国で34道県が条例制定済みです。福岡県下でも31の議会から条例制定を求める意見書が提出されています。

署名にご協力を

ふくおか市民政治ネットワークは、福岡県に「種子条例」の制定を求めます。

要望書は、多くの市民から集めた署名とともに提出します。

「主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める署名」に皆さんのご協力をお願いします。

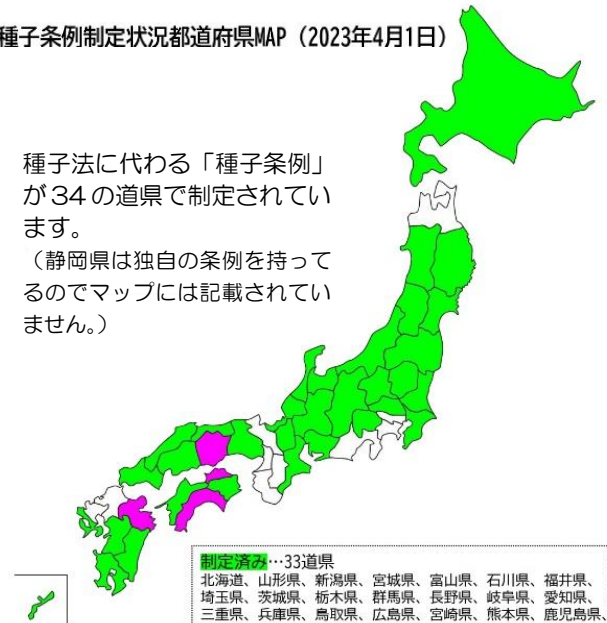
*署名用紙はホームページからダウンロードでできます。



ホームページ

種子条例制定状況都道府県MAP (2023年4月1日)

種子法に代わる「種子条例」が34の道県で制定されています。
(静岡県は独自の条例を持っているのでマップには記載されていません。)



制定済み…33道県
北海道、山形県、新潟県、宮城県、富山県、石川県、福井県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、広島県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、千葉県、島根県、徳島県、岩手県、秋田県、滋賀県、愛媛県
滋賀県は「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」
愛媛県は「愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例」に種子条例の内容を含む
沖縄県、福島県、山梨県
沖縄県は「沖縄県農作物種苗生産条例制定」
2023年4月1日施行：山口県、長崎県
働きかけ中…4県(市民グループなどが条例制定を求めて署名活動など)

日本の種(タネ)を守る会作成

種子法ってなに？

種子法は、戦後の食糧難をふまえて「国民を二度と飢えさせない」と1952年に制定されました。日本の食を支える主要農作物である米・麦類・大豆の種子の安定生産、供給を目的とし、優良な品種の種子の生産責任を公的機関に義務付ける法律です。

種子法のもと、都道府県は地域に適した種子を安価で農家に提供してきました。

種子法廃止で

種子法が廃止され、農業競争力強化支援法が制定されたことで、民間企業・グローバル種子企業が、種子市場に参入しやすくなりました。

強い海外企業の参入が増え、種子の価格の高騰による農作物の値上げや、利益優先で種子の安全性も脅かされかねません。

現実には、2023年には、民間企業の米の種子が未熟欠陥品と判明し、契約していた農家は代替種苗を入手することも、種子メーカー指定の農薬をキャンセルもできないという事態が起きています。

種を守る=日本の食を守る

食べものは命を育むものです。種子法の廃止、農業競争力強化支援法により、これまで国民の共有財産として大切に守ってきた種子の一部が、企業に独占される恐れがあります。

種が支配されてしまうことは、食そのものが支配されることになります。食料自給率の低い日本では、「種を守ること=いのちを守ること」に繋がります。

ふくおか市民政治ネットワーク TEL 092-410-7770

ふくおか市民政治ネットワーク・岡垣 TEL・FAX093-283-3423 / ふくおか市民政治ネットワーク・宗像 TEL・FAX0940-37-0700

ふくおか市民政治ネットワーク・福津 TEL・FAX0940-42-2973 / ふくおか市民政治ネットワーク・古賀 TEL・FAX092-943-7195

ふくおか市民政治ネットワーク・那珂川 TEL・FAX092-654-0224 / ふくおか市民政治ネットワーク・北九州 TEL093-693-4170・FAX093-693-4171

現職ネット議員 安里まさえ(岡垣町) 笠井かなえ(宗像市) 大賀ふみこ(古賀市) 稲生まりこ(那珂川市) 豆田ゆう子(福津市)